

札幌市地図整備事業作業要領

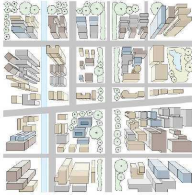
様式集

様式2号 パンフレット (例)

1 項

〇〇区〇〇条〇〇丁目地区に
お住まい（土地をお持ち）の皆さまへ

～地図整備測量実施のお知らせ～



測量実施番号 〇〇 (区) 〇〇〇〇-〇〇

〇〇条〇〇丁目地区 地図整備調査測量

計画機関 (委託者)：札幌市建設局土木部管理測量課
作業機関 (受託者)：

作成日 平成 年 月 日

- 1 -

2 項

1. 測量調査のごあいさつ

地域の皆さまにおかれましては、日頃より札幌市の街づくりに関心を持って協力をお願いし、誠にありがとうございます。

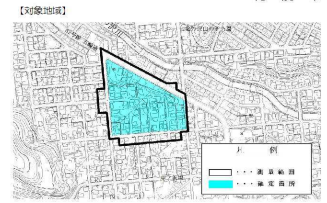
札幌市では、現在、法務局に提出されている「地図（不図面）」と、現地の境界の位置が合わず、様々な問題が生じている地域を「地図誤乱地域」と位置付け、昭和 62 年より地図誤乱状態を解消するための取り組みとして『地図整備事業』を進めています。

皆さまが土地を所有しております〇〇条〇〇丁目地区につきましては、平成 9 年度に地図整備事業を実施いたしました。諸般の事情により登記まで至っておりませんでした。

それから約 20 年が経過し、相続や売買等により土地の状況が大きく変化してきていることから、皆様の大切な土地財産を守るためにも、『私道の市道認定』及び『建物地権界線スレ（地図誤乱状態の解消）』を目的とし、〇〇条〇〇丁目地区で地図整備事業を再開することになりましたので、ご案内を申し上げます。

この測量では、対象地域に含まれる全ての土地境界について調査し、地権者の皆様からご確認・ご承諾を頂ながら境界確定作業を進めるとともに、正確な「地図」を法務局へ登記することによって問題解決を目指すものでありますので、何卒、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

札 幌 市



- 2 -

3 項

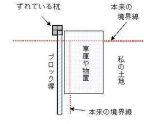
2. 地図整備事業の目的・内容

地図誤乱地域の概要

地図誤乱地域は、法務局備付の図面と現地の位置が合わず、境界があいまいな地域です。地図誤乱地域のなかで市などの権限を越えて、自らとなる境界線の位置が大きくズレている場合があり、権限を越えて勝手に越えたり、逆に越えられないなどの問題があります。

また、お隣様との境界の位置について認識が異なる場合は、境界紛争に発展する恐れもあり、他人の費用による限られた範囲の測量では、問題解決がさらに困難となってしまいます。

そこで、札幌市では、『法的な土地の整理』、『明確な関係関係』及び『適切な連絡』を目的とし、地図整備事業を計画的に推進しております。



地図誤乱地域の解消に向けて

お互いの土地境界を明確にしておくことは、将来にわたる大切な財産を保全していく上で大変重要なことです。しかし、個人の測量とお隣様の測量をもとめ、互いに越えたりする行為は許されません。

地図整備事業では、市営の皆さまに経済的な負担をかけず、登記までを一貫して札幌市で負担します。（※ 建造物の測量には費用がかかります）

建物や森などの権限を越えて勝手に越えたりする場合は、札幌市で物件に関連する双方のご意見を伺い、将来の改修・改装などに合わせて計画的に整理するための合意形成をお手伝いいたします。

測量する範囲

南区〇〇条〇〇丁目を測量してまいります。

また、工程によって前後することがありますが、皆様の土地に立入らせていただく場合は作業できませんので、その際は、あらかじめ作業機関（測量会社）から日時をご案内させていただきます。

測量の期限と作業時間

平成 年 月上旬から 平成 年 月下旬まで
月曜日から土曜日まで、朝8時から夕方6時頃まで作業いたします。

※ 基本的には日曜・祝日はお休みしますが、休日がせむせむの場合はご協力ください。

- 3 -

4 項

3. 法令等の遵守

この事業は、次の法令に従って行います。

測量作業

- 測量法及び関係法令
- 国土調査法
- 札幌市公共測量作業規程
- 札幌市公共測量仕様書及び作業要領

この測量は、札幌市公共測量作業規程に従い、三角点を結ぶ基準点から対象地域全体を高精度で観測しますので、各境界線の位置には基準系原点からの距離を意味する「座標」という数値が与えられます。

この位置に依る座標を踏まえて、お互いの確認しあうことが可能となります。また、その数値で登記することによって、これまで曖昧だった境界線が明確なものとなり、今後の土地管理や売買等の土地活用がスムーズに行えるようになります。

地図及び登記資料の作成

- 不動産登記法及び関係法令

この測量で得た成果をもとに、皆さまのご承諾のうえでは登記のための資料を申請しますので、確認書類や登記申請のための資料は、すべて不動産登記法及び関係法令に従って作成します。

個人情報の管理

- 個人情報保護法

この測量で知り得た個人情報等は第三者に知られないよう厳重に管理し、この事業以外の目的で使用することはありません。

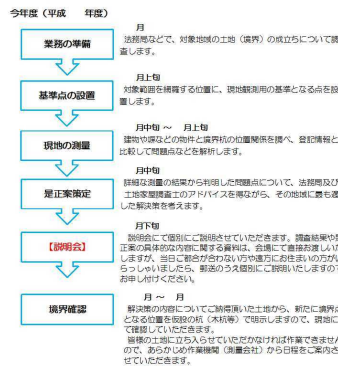
また、この事業の成果は関係する皆様のご承諾が前提となりますが、是正案に対する承諾又は反対のご意思が、他の地権者に知られることはありません。

なお、地権者の皆様から頂いた承諾書と印鑑証明は、札幌市において厳重に保管し、事業完了後速やかに処分いたしますので、漏洩事故防止の観点から個別の返還は対応しませんがご了承ください。

- 4 -

5 項

4. スケジュール



- 5 -

6 項

5. ご協力をお願い

現在、札幌市内では3,200ヘクタールの地区が地図誤乱地域に指定されており、そのうち約4割の範囲を是正して参りましたが、未だに是正されていない地域の中には、境界の位置が定まらないうちに、土地の登記や売買等の支障となる等の問題も起こっています。

また、地図整備事業は国や地方の自治体等が計画する、広域かつ連綿に地図を是正するための事業です。地権者の皆様におかれましては是非この機会に、ご自分の土地の境界について見直しいただくとともに、この事業によって得られるメリットについてご一考いただきたいと思います。

測量業務の期間中は、地域の皆様にご迷惑をおかけすることのないよう、細心の注意を払いながら、地権者の皆様からの信頼が得られますよう努力を所なしておりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

6. この測量に関するお問い合わせ先

計画機関（委託者）：札幌市中央区北1条西2丁目 市役所庁舎6F 北側
札幌市建設局土木部管理測量課地図情報課

担当 〇〇・〇〇 ☎ 011-211-2562 FAX 011-218-5185

作業機関（受託者）：

担当 〇〇・〇〇 ☎ 011-753-7111 FAX 011-753-7113



『〇〇地区の地図整備の件で…』とお申し付けください。

この測量に関する費用や手数料等を地権者の皆様にご請求することは一切ございません。
この測量との関係があるなど不審な行為がありましたら、速にご連絡ください。

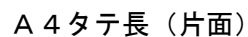
- 6 -

A 4 タテ長（両面）

留意事項

- ① 本パンフレットは、担当職員が支給するものを使用すること。
- ② 本パンフレットの記載内容について変更が生じる場合は、担当職員と協議すること。

様式3号 札幌市からのお知らせ（例）



- ① 本パンフレットは、担当職員が支給するものを使用すること。
- ② 本パンフレットの記載内容について変更が生じる場合は、担当職員と協議すること。

様式4号 挨拶文（例）

令和 年 月 日 各 位 会社名 印 測量の実施について（お願い） 皆様におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。 さて、このたび当社は札幌市から下記の測量業務を受託いたしました。 この測量は、右図に示す範囲の土地を詳しく調査し、皆様のご承諾をいただきながら土地境界の確定を行うものですが、作業の性質上皆様の土地に立ち入らなければ実施することができません。なにとぞご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 また、この測量の実施に関するお問合せにつきましては、下記担当までご連絡をお願いいたします。 記 1. 業 務 名 位置図のとおり 2. 測量の範囲 位置図のとおり 3. 測量の期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 4. 連 絡 先 会社名 担当者 電 話	位 置 図 （縮尺 ） 地 図 （測量範囲を網掛）
--	---

A3ヨコ長

留意事項

- ① 札幌市からのお知らせと合わせて配布、又は送付すること。
- ② 本様式によりがたい場合は、担当職員と協議のうえ作成すること。

札幌市地図整備事業作業要領 様式集

様式5号 折衝記録簿

折 衝 記 録 簿					
土地所有者	※ 登記上の所有者を記載	代理人	(本人との関係)	☑ (自宅)	(勤務先)
土地の所在・地番			説明会における状況		
現住所			会場に来た人	(本人との関係)	
境界の位置に対する認識	1. 明 確 2. あいまい 3. 不 満		説明年月日	令和 年 月 日	
境界標の種別	1. 石標(コンクリート) 2. 木杭 3. 金属標 4. 刻印 5. その他				
杭の設置状況	1. 良 好 2. 傾 倒 3. 不 明				
個人での測定の有無	有 ・ 無 その他特記事項 境界紛争等の有無				
調査年月日	(令和 年 月 日 調 査)				
測量時における折衝記録					
折衝年月日	処 理 記 録		説 明 員		
			現地立会における状況		
			立 会 人	(本人との関係)	
			立会年月日	立会人の意見	
			令和 年 月 日		
			令和 年 月 日		
現地対応者	(本人との関係)		受 託 者	※ 測量会社名を記入	
対応者の住所	☑		調 査 員	※ 測量会社の社員名を記載	

A3ヨコ長

様式6号 基準線設定図（全体図）

測 台 下		計 算 者		検 算 者		年 月 日		番 号	
-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	--------	--

基準線設定図【全体図】

方位記号

縮尺

成果表 (S)

A3ヨコ長

留意事項

- ① 基準点の交点に一連番号（S）を付し、別紙成果表を作成すること。
- ② 各交点間に方向角（Z）と点間距離（CD）を記入すること。
- ③ 認定道路以外の私道について中心線を設定した場合は、基準線と同様に記入することができる。
成果表には、座標系及び測地系の種別を記入すること。

様式7号 基準線設定図（詳細図）

測 台 下	量 帳 下	計 算 者	検 算 者	年 月 日	番 号
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------

基準線設定図【詳細図】

方位記号

縮尺

A3ヨコ長

留意事項

- ① 全体図では細部が表示しきれない場合に作成すること。
- ② 基準線設定図に各街区の図形を重ねて作成すること。
- ③ 微小な形状については、余白に拡大して描画すること。
- ④ 街区の外郭となる各辺に辺長を記入すること。
- ⑤ 道路の路線ごと及び幅員が変わるごとに、全幅及び半幅の寸法を記入すること。

様式8号 街区一覧図

測 台 下	量 帳 下	計 算 者	検 算 者	年 月 日	番 号
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------

方位記号

街 区 一 覧 図

縮尺

A3ヨコ長

留意事項

- ① 事業範囲内における街区の割り付けが分かるように作成すること。
- ② 現況図や敷地図を利用するなど、背景図は任意とする。
- ③ 街区ごとに一連番号（アルファベット）を付すこと。
- ④ 本様式によりがたい場合は、担当職員と協議のうえ作成すること。

様式9号 街区図

測 台 コ ー ド	量 帳 下	計 算 者	検 算 者	年 月 日	番 号
-----------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------

方位記号

街 区 図

【A街区】

縮尺

成果表 (N)

A3ヨコ長

留意事項

- ① 基準線と街区の図形を重ねて作成すること。
- ② 街区の折点に一連番号（N）を付し、成果表を記入すること。
- ③ 街区の外郭となる各辺に、下図のとおり辺長を記入すること。
- ④ 各街区内に、公簿面積と計算面積及びその差を記入することとし、公簿と公図の面積が異なる場合は、公図面積をカッコ付きで併記すること。
- ⑤ 微小な形状については、余白に拡大して描画すること。
- ⑥ 成果表には、座標系及び測地系の種別を記入すること。

【辺長記載例】		
街区線		
公図	m	
計算	m (±)	
辺長は ₁ 単位、差は ₁ 単位		

様式10号 各筆図

測 台 下		計 算 者		検 算 者		年 月 日		番 号	
-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	--------	--

方位記号

各 筆 図

【A街区】

縮尺

A3ヨコ長

留意事項

- ① 基準線と街区内外すべての土地の図形を重ねて作成すること。
- ② すべての筆界点に番号を付すこと。
- ③ すべての筆界に、下図のとおり辺長を記入すること。
- ④ 各筆に、公簿面積と計算面積及びその差を記入すること。
- ⑤ 微小な形状については、余白に拡大して描画すること。

【辺長記載例】	
筆界線	
公図	m
計算	m (±)
辺長は $\frac{1}{100}$ 単位、差は $\frac{1}{1000}$ 単位	

様式 11号 面積計算書 (地積測量図)

A 3 ヲコ長 (内寸 B 4 ヲコ長)

- ① 縮尺は250分の1を原則とするが、適当でないときは、100分の1、500分の1、1000分の1……(500×n)分の1縮尺とすること。
- ② 方位は、できる限り図面の上方を北方向になるよう記載すること。
- ③ 宅地、鉱泉地及び10㎡に満たないその土地の地積は、100分の1㎡未満の端数を切り捨てて記載すること。また、それ以外の土地の地積は、1㎡未満の端数を切り捨てて記載すること。

様式12号 参考資料図

参考資料図							令和 年 月 測量実施
土地の所在	地 番	地 目	登記地積㎡	更正予定地積㎡	地積差㎡	土地所有者	登記簿住所

既設境界標
写真

年 月 撮影

既設境界標
写真

年 月 撮影

描画領域

既設境界標
写真

年 月 撮影

既設境界標
写真

年 月 撮影

書込み1

凡	ブロック壁等	筆界線	既設の石標	既設標からの離れ	庭・通路の界
				単位：ミリ	

黒の数値：登記上の公図辺長（単位：m）や面積（単位：㎡）
 緑の数値：更正予定の辺長（単位：m）や面積（単位：㎡）
 カッコ内の数値は登記情報との差

書込み2 ↓

※ 指定道路に関するコメント

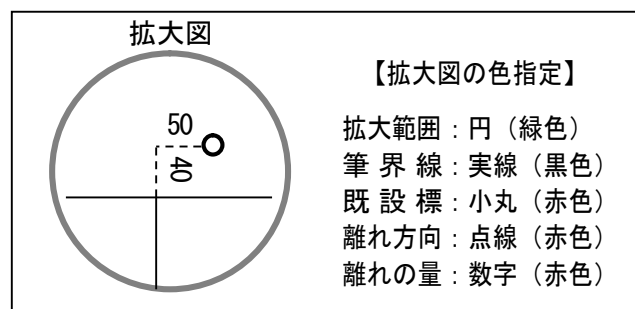
書込み3 ↓

この資料は、測量の結果に基づいて
 既設境界標（杭）の位置誤差や札幌市が
 考える是正案を示すものです。
 令和 年 月 日 複写
 札幌市建設局
 土木部管理測量課

A3ヨコ長 ※図中の書込みの詳細は、別紙 様式12号付属 を参照すること。

留意事項

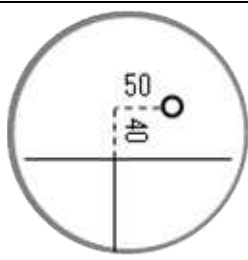
- ① 現況図（1/250）に筆界線を重ねて描画することを標準とする。
- ② 様式の上側を北方向とし、当該地が中心となるように配置すること。
- ③ 当該地の筆界線を赤太線で明示すること。
- ④ 筆界付近の物件は、実測値と実際の所有関係に基づいて忠実に描画すること。
- ⑤ 辺長の記載は当該地のみとし、公図辺長を「黒色」、計算値及び公図辺長との差（カッコ付）を「緑色」とする。
- ⑥ 図中の筆界点付近の余白に拡大図を挿入し、下図のように既設標と計算点の離れをミリ単位で記入すること。
- ⑦ 現地土地形状より、図中に既設境界標の写真を添付することが困難な場合には写真帳を添付すること。



様式1 2号付属 参考資料図中の書込み

書込み1. 凡例

- ・凡例の枠線・文字は「黒色」とし、図形等については実図面に合わせたカラーとする。

	ブロック塀等	筆界線	既設の石標	既設標 からの離れ	庭・通路の界
凡 例				 単位：ミリ	

黒の数値：登記上の公図辺長（単位：m）や面積（単位：㎡）

緑の数値：更正予定の辺長（単位：m）や面積（単位：㎡）

カッコ内の数値は登記情報との差

書込み2. 指定道路に関するコメント

- ・当該地に指定道路が関係する場合のみ書込むこと。
- ・線、文字ともに「黒色」とする。

建築基準法による指定道路に関して

建築基準法による指定道路（私道）が存在します。
つきましては、指定道路に関してご不明な点及び
詳細は下記担当課まで問い合わせ願います。

担当課：札幌市都市局建築指導部道路確認担当課
（市役所本庁舎2階南側 電話 211-2864）

書込み3. 資料の性質に関するコメント

- ・図面のバージョンを明らかにするため、出力図には必ず書込むこと。
- ・線、文字ともに「赤色」とする。

この資料は、測量の結果に基づいて
既設境界標（杭）の位置誤差や札幌市
が考える是正案を示すものです。

令和 年 月 日 作成
札幌市建設局
土木部管理測量課

書込み4. 面積の単位に関するコメント

- ・線、文字ともに「黒色」とする。

土地の地積（面積）の単位は

宅 地：少数第2位まで

その他：整数で表示

（不動産登記準則第100条に基づく表示方法）

様式13号 土地境界承諾願 (おもて)

札幌管測 第 号
令和 年 (年) 月 日

.....様
(所有地：札幌市 区 条 丁目)

札幌市長 ㊟

土地境界ご承諾のお願い

この度は、本市の地図整備事業にご理解をいただき、誠にありがとうございます。

現在、みなさまのご協力のもと、測量作業が順調に進み、土地境界の確定作業を進めております。ご多忙のところ大変申し訳ございませんが、添付図（地積測量図）の内容をご覧いただき、現地に新たに設置させていただいた仮杭（木杭、鋳等）の確認をお願いいたします。

なお、この測量結果についてご納得いただけましたら、別紙『土地境界承諾書』に必要事項を記入し、下記受託者へお渡し下さい。

また、関係地権者のみなさまからご承諾をいただき、下記の地図整備による登記の申請条件が整いましたら、所轄法務局へ登記を申請してまいります。その際、ご提出いただいた『土地境界承諾書』を添付しますので、予めご了承願います。

この件についてご不明な点がございましたら、下記札幌市担当か受託者までお問い合わせください。なお、第三者の承諾の有無につきましては、個人情報保護の観点から一切お答えできませんのでご了承願います。

記

地図整備による登記の申請条件

認定道路で囲まれた街区や、調整作業の影響が及ぶ範囲をひとつの単位とし、次の項目が整っていること。

- ① 申請範囲内の土地所有者様「全員」から承諾が得られていること。
- ② 登記申請書類（土地境界承諾書、委任状）に必要事項を記入し、本市に提出していただけること。

※ご記入いただきました登記申請書類は下記受託者にお渡し下さい。

【札幌市担当】

所 属：札幌市建設局土木部管理測量課地図地籍調査係
担当者：
連絡先：TEL011-211-2562、Fax011-218-5185

【受託者】

会社名：
担当者：
連絡先：

～ お願い ～

- 対象地について所有権の移転や相続等がありましたら、新たに名義人となる方へ本承諾の意思を継承していただくとともに、上記担当宛てご一報下さいますようお願いいたします。

A4 タテ長

留意事項

- ① 承諾印は、署名捺印・記名押印・署名を状況に応じいずれかとする。

様式 13号 土地境界承諾願（うら）

今後の地図整備事業の流れ

現在

土地境界の承諾 令和〇〇年〇〇月以降 ✓ 境界点の位置についてご承認いただけましたら、「土地境界承諾書」を提出していただきます。 ✓ 区分所有及び法人名義の土地については、別途ご案内させていただきます。	添付図面（地積測量図）は、登記申請の際に使用する「地積測量図」と同じものを添付しています。 ※ 「承諾」とは、仮杭の位置と、土地境界承諾書に記載している各事項及び地積測量図に記載している土地の位置、寸法、面積について確認することです。
---	--

来年度以降

登記申請 令和〇〇年春以降 ✓ 土地家屋調査士へ委託し、申請条件の整った街区から登記申請を進めます。	登記の附帯図である「地積測量図」には、次の情報が記載されています。 ◇ 基準点の名称 ◇ 境界点間の長さ（辺長） ◇ 境界点の公共座標値（ $X \cdot Y$ ） ◇ 境界点を結ぶ範囲の求積（面積計算）結果 ◇ 本地と隣接地の地番
登記完了証の発行 法務局での登記手続きが完了しましたら、『登記完了証』を作成してお渡しします。	



ここまでは全て札幌市の事業の一環として行いますので、一切の費用負担がありません。

境界杭（石標）の設置を希望される方は

登記が完了した土地 ✓ 「仮杭」の位置に石標を入れることができますようになります。 ✓ 設置を希望される方は、この測定の受託者か、測量業者へ直接依頼してください。	『仮杭』はいずれ無くなってしまいます。 ◇ 本杭の設置は任意となりますが、できるだけ設置することをお勧めします。 （設置費用は有料：一般的に関係者で折半） ◇ 設置のご意向は、改めて測量会社よりお問い合わせいたします。
道路境界標（杭）の設置について 札幌市で管理する道路の交差点など、道路の角（折点）に当る場所は、登記完了後、札幌市規格の『道路境界標（杭）』を設置いたします。 作業は札幌市が委託して行いますが、その際に改めて埋設状況を確認していただきます。	

様式14号 土地境界承諾書

土地境界承諾書

札幌市長宛
(受託者)

私が所有する土地について、下記**承諾事項**を確認し、是正案の内容について異議がありませんので、土地境界承諾書を提出します。

令和 年 月 日
(土地所有者)

住 所

氏 名 (Tel.)

(確認者) ※土地所有者の方が署名される場合は記入不要です。

土地所有者との関係

住 所

氏 名 (Tel.)

ご注意：本書裏面と添付図にかかるよう「割印」または「割サイン」をお願いいたします。

承諾事項

1 土地の表示事項

土地の所在	地 番	地 目	地 積 (㎡)		隣接地
			現登記	確定予定	
札幌市〇〇区 〇 条 〇丁目					添付図に記載

- 添付図（地積測量図）に記載されている土地の形状、各辺の長さ、地積及び土地の位置等について。
- 法務局へ登記を申請する際に、本承諾書を添付書類として提出すること。
- 当該事業は令和〇〇年度末を目処としているため、それまでに登記が完了した土地又はやむを得ず未完となった土地については、札幌市において本承諾書を処分すること。
- 登記完了後、添付図面◎印の位置に札幌市規格の道路境界標（石標、金属標）を埋設すること。

A4タテ長

留意事項

- 承諾事項5は、道路境界標設置予定箇所のみとする。

様式15号 委任状（地積更正）

委 任 状	
令和 年 月 日	
受任者	住所： 氏名：土地家屋調査士
私は「札幌市〇〇地区地図整備事業」における下記登記申請、及び登記申請取下げ並びに登記完了証の受領に関する一切の権限について、上記の者に委任します。 登記の目的：土地地積更正登記 登記の原因 更正前の土地 所 在 地 番 地 目 地 積 m² 更正後の土地 所 在 地 番 地 目 地 積 m² 委任者 住所..... 氏名.....(印) (私).....) ※ 本状は、地図整備事業により登記を申請する際の代理権限証書として、所轄法務局に提出いたします。 また、本状は法務局へ提出する書類となりますので、署名、捺印にご協力願います。	

A 4 タテ長

留意事項

- ① 本様式は、登記の申請を資格者代理人（土地家屋調査士）へ委任して行う代理申請の場合に使用する。

様式16号 委任状（地積測量図訂正）

委 任 状

令和 年 月 日

受任者	住所：
	氏名：土地家屋調査士

私は「札幌市 ○○地区地図整備事業」における下記登記申請、及び登記申請取下げ並びに登記完了証の受領に関する一切の権限について、上記の者に委任します。

申出の目的

物件の表示

所 在
地 番
地 目
地 積

m²

委任者 住所

氏名 印 (印)

※ 本状は、地図整備事業により登記を申請する際の代理権限証書として、所轄法務局に提出いたします。

また、本状は法務局へ提出する書類となりますので、署名、捺印にご協力願います。

A 4 タテ長

留意事項

- ① 本様式は、登記の申請を資格者代理人（土地家屋調査士）へ委任して行う代理申請の場合に使用する。

様式17号 確認書（民有地×道路の例）

確 認 書	
この度、札幌市が実施した ○○○地区 地図整備測量 において、○○-0000市道○○○○線との境界を確認した結果、○○○○が所有する下記物件が道路区域内にかかることが判明し、道路管理者（札幌市）と所有者（○○○○）は、当該物件の取扱いについて下記のとおり確認するものである。 なお、本書は、地図整備事業により当該地の登記が完了した時点から有効となるものである。 言 記 1. 物件の概要（別添、物件調査図参照） ● 物件の所在：札幌市 区 ● 物件の名称（構造）： ● 物件の所有者： 2. この物件の所有権は、現在の所有者（ ）のままとする。 3. この物件は、所有者の責任において管理し、将来改築等の必要が生じた場合は、正しい境界（筆界）線より内側となる位置に、所有者の費用で移設する。 4. 将来、所有者の都合でこの物件を撤去する必要がある場合は、所有者の費用で撤去する。 ※この物件を撤去した場合は、○○区土木部維持管理課までご連絡ください。 5. この物件が存する土地及びこの物件の所有権を移転した場合は、新たな所有者に継承する。 6. この確認について疑義があるときは、両者協議のうえ定める。 この確認を証するため本書を2通作成し、両者署名捺印または記名押印のうえ各自1通を所持するものとするともに、本書の写し1通を所轄の土木センターへ送致することについて了承する。 令和○○年○月○日 都道府県○○市○○区○条○丁目○○番○○号 氏 名 ○ 札幌市中央区北1条西2丁目 (道路管理者) 札幌市長 ○	詳細図 写真① 写真②

A3ヨコ長

留意事項

- ① 詳細図には、確定予定の筆界線を基準とする当該物件の支距（越境量）と延長を記入すること。
- ② 物件の形状が分かるよう、2方向以上から撮影した写真を添付し、写真上に筆界線を記入すること。
- ③ 本様式によりがたい場合は、担当職員と協議のうえ作成すること。

様式18号 確認書（民有地×民有地の例）

確 認 書	
この度、私達が所有する土地の境界（筆界）について、札幌市が実施した ○○○地区 地図整備測量 で確認した結果、○○○○の所有する○○が○○○○の所有する土地（○○○条○丁目○番○）にかかることが判明したが、今後も良好な相隣関係を維持するため、当該物件の取扱いについて下記のとおりとすることを確認するものである。 なお、本書は、地図整備事業により当該地の登記が完了した時点から有効となるものである。 言 記 1. 物件の概要（別添、物件調査図参照） ●物件の所在：札幌市 区 ●物件の名称（構造）： ●物件の所有者： 2. この物件の所有権は、現在の所有者（ ）のままとする。 3. この物件は、所有者の責任において管理し、将来改築等の必要が生じた場合は、正しい境界（筆界）線より内側となる位置に、所有者の費用で移設する。 4. 将来、所有者の都合でこの物件を撤去する必要がある場合は、所有者の費用で撤去する。 5. この物件の存する土地及びこの物件の所有権を移転した場合は、新たな所有者に継承する。 6. この確認について疑義があるときは、両者協議のうえ定める。 以上の内容について合意が成立したことを証するため、本書を2通作成し、両者署名または記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。 令和○○年○月○日 都道府県○○市○○区○条○丁目○番○○号 氏 名 ○ (印) 令和○○年○月○日 都道府県○○市○○区○条○丁目○番○○号 氏 名 ○ (印)	詳細図 写真① 写真②

A 3 ヨコ長

留意事項

- ① 本様式は、民民間において筆界を確定し、筆界線上の物件の取扱いについて、覚書（確認書）の取交しを求められた際に作成する。
- ② 本様式の記載内容は、当該物件に関係する当事者の意向を確認して作成すること。
- ③ 詳細図には、確定予定の筆界線を基準とする当該物件の支距（越境量）と延長を記入すること。
- ④ 物件の形状が分かるよう、2方向以上から撮影した写真を添付し、写真上に筆界線を記入すること。

受託者：○○○○

地図整備事業による登記手続きに必要な下記書類を受領しました。

様

受託者：〇〇〇〇

地図整備事業による登記手続きに必要な下記書類を受領しました。

様

– 42 –

様式20号 不承諾・書類不備等の理由書

札幌市地図整備事業

不承諾・書類不備等の理由書

令和 年 月 日 現在

業 務 名		
受 託 者		(対応者：)
土地の所在		札幌市 区
所有者	住 所	
	氏 名	(印)
種 別		不承諾 立会拒否 書類不備 隣地の承諾待ち その他 ()
地区全体の特色 及び進捗状況等		
当該地の状況 及び折衝の記録		
理由及び今後の 見通し等		

A4タテ長

様式21号 登記申請手続き開始のお知らせ

令和 年 月 日

〇〇 〇〇 様（直配用は「土地所有者 各位」）

〇〇地区 地図整備事業に係る登記申請手続きの開始について（お知らせ）

日頃より札幌市の街づくりにご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、令和〇〇年度から実施してまいりました『〇〇地区地図整備事業』は、測量の際ご承諾をいただいた内容へ登記を改めるべく、法務局への申請業務を委託したところでございます。

本状をお送りさせていただいた方の土地につきましては、すでに関係者全員のご承諾が得られており、申請手続きを始められる状況となっておりますので、近日中に法務局へ登記を申請させていただきます。

なお、この度の申請は、すべて札幌市が取りまとめて行いますので、皆様が個人で手続きすることや登記費用をご負担いただくことは一切ございません。

札 幌 市

記

【委託者】 札幌市中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎6階

札幌市建設局土木部管理測量課地図地籍調査係 担当：〇〇

電話：(011)211-2562 FAX：(011)218-5185

【実務者】 住 所：

氏 名： 土地家屋調査士

電話：

（補助者：

電話：)

登記申請期間中は、法務局で登記事項証明書の取得ができません。

必要な方は〇月中に取得をお願いいたします。

ご不便をおかけし申し訳ございませんが、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。ご不明な点がございましたら上記担当までお問い合わせください。

様式22号 地積集計表（表紙）

令和	年度
〇〇区	〇〇地区 地図整備事業
地 積 集 計 表	
実 務 者：土地家屋調査士 〇〇 〇〇 (補助者：)	

A3ヨコ長

留意事項

- ① 本表を後続する業務で作成する場合は、事業名の下に当該業務名を併記すること。
- ② 補助者欄に、測量業務を実施した会社名を記載すること。

No. 1

[illegible]

A 3 ヲ長

- ① 土地の所在（条丁目）別に地番の順で作成することとするが、同じ土地所有者がひとつの行政区画（条丁目）内に複数の土地を所有している場合は、その者の所有地の情報を続けて記載すること。
- ② 複数枚になる場合は、右肩に頁番号を付すこと。
- ③ 添付情報の原本について還付を求める場合は、備考欄に資料名とともに「原本還付」と記載すること。
- ④ 土地所有者と申請人が異なる場合は、備考欄に申請人の住所、氏名及び土地所有者との関係を記入すること。
- ⑤ 土地の所有権について相続等の一般承継が生じている場合は、上段に被相続人（被承継人）の氏名、下段に相続人（承継人）の氏名を記入するとともに、「相続人（関係）」を冠記すること。
- ⑥ 現住所が政令指定都市である場合は、住所欄の都道府県名を省略することができる。
- ⑦ 共有地の場合は、共有者全員の情報を記載するとともに、氏名に共有持分を冠記すること。
また、共有者を代表して申請人となる者の氏名に「申請人」と冠記すること。
- ⑧ 土地所有者が法人である場合は、法人名の下段に代表者の肩書と氏名を記載すること。

様式24号 登記完了証送付書（民有地用）

令和 年 月 日

登記完了証の送付について

關係各位

〇〇〇〇地区の土地所有者様の皆様におかれましては、本市の地図整備事業に多大なるご協力を賜り、誠にありがとうございました。

本市では、地図整備事業に関連し、法務局へ登記を申請しておりましたが、この度、法務局より『登記完了証』が交付されましたので、土地所有者の皆様へお送りさせていただきます。この『登記完了証』は、皆様の所有地に関する登記が地図整備測量の結果に基づいて改められた証として、関係資料を添えておりますので、これまでの登記済証(権利証)とともに大切に保管してください。

また、皆様の所有地は今後不動産登記法に定める正確な地図として法務局に備え付けられたこととなりますので、ご承知おき下さい。

これをもちまして〇〇〇〇地区地図整備事業は完了することとなりますが、これも皆様のご協力の賜ものとして厚く御礼申し上げます。

お問い合わせ先

計画機関（委託者）：札幌市建設局土木部管理測量課地図地籍調査係

担当 ○○○(☎ 011-211-2562 FAX 011-218-5185)

作業機関（受託者）：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

担当 ○○○(☎ ○○○○○○○○ FAX ○○○○○○)

A 4 タテ長

様式25号 登記完了証引継書（市有地用）

事 務 連 絡

令和 年 月 日

建）道路認定課長 様

建）管理測量課長

登記完了証の引継ぎについて

かねてより作業を進めておりました_____地区の地図整備事業について、この度、当該地区の認定道路用地に係る登記が完了した旨、法務局より通知を受けましたので、その証として登記完了証及び関係書類一式を引継ぎいたします。

なお、当該業務で作成した地図は、不動産登記法第14条に定める地図として法務局に備え付けとなります。

記

1. 土地の所在・地番 区 条 丁目 番

登記の目的 地積更正

内 容 変更前地積 m² ・ 変更後地積 m²

2. 土地の所在・地番 区 条 丁目 番

登記の目的 地積測量図の訂正

【担当：土木部管理測量課 地図地籍調査係 ○○ ☎211-2562】

様式26号 登記完了証（表紙）

様 登記完了証 札幌市 区 条 丁目 番
--

A4タテ長

様式27号 登記完了証受領書（民有地用）

登記完了証 受領書			
地区名		地区	
土地の所在・地番	受領者の住所	受領年月日	署名又は捺印
	受領者の氏名	発送年月日	
		令和 年 月 日 受領	
		令和 年 月 日 発送	
		令和 年 月 日 受領	
		令和 年 月 日 発送	
		令和 年 月 日 受領	
		令和 年 月 日 発送	
		令和 年 月 日 受領	
		令和 年 月 日 発送	
		令和 年 月 日 受領	
		令和 年 月 日 発送	
		令和 年 月 日 受領	
		令和 年 月 日 発送	
		令和 年 月 日 受領	
		令和 年 月 日 発送	
		令和 年 月 日 受領	
		令和 年 月 日 発送	

※ 受領印は、認印でもよい。

A4タテ長

様式28号 登記完了証受領書（市有地用）

登記完了証 受領書

事業名： _____ 地区 地図整備事業

1. 対象地

① 土地の所在・地番 _____ 区 条 丁目 番

② _____

③ _____

2. 受領者

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 受領

所 属	担 当 者	受領印
建設局〇〇部 道路認定課	〇〇係：	㊟

A4タテ長

留意事項

- ① 本様式は、認定道路用地及び認定道路用地以外の市有地に適用する。

様式29号 意向調査票

意 向 調 査 票

現在、札幌市では 〇〇区〇〇〇条〇〇丁目地区 におきまして、土地境界の位置を明確にする「地図整備事業」の再開を検討しております。このことについて皆様のご意向をお聞かせ下さい。

土地の所在： 札幌市〇〇区〇〇〇〇条〇〇丁目 〇〇番〇〇
〇〇番〇〇 ・ 〇〇番〇〇 ・ 〇〇番〇〇

① 該当するご意向に✓を記入して下さい。	
私は、下記土地の所有者として「地図整備事業」の再開を ☐ 望みます ・ ☐ 望みません	
② 次の必要事項を記入して下さい。	
記 入 日	令和〇〇年____月____日
現 住 所	※土地の所在と異なる場合は記入して下さい。
土 地 所 有 者	_____（代理人：_____）
連 絡 先	

※この調査票は令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）までに返送をお願いいたします。

【担当】

委託者：札幌市建設局土木部管理測量課地図地籍調査係
 担当 〇〇・〇〇（☎ 011-211-2562）

受託者：公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 土地家屋調査士 〇〇（☎ 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

留意事項

- ① 本様式によりがたい場合は、担当職員と協議のうえ作成すること。